

平成22年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

平成22年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成22年2月15日

午前10時 開議

1. 出席議員

田 辺 勇 気	議 員
橋 本 宗 之	議 員
菱 田 明 儀	議 員
山 本 邦 夫	議 員
上 林 昌 三	議 員
原 田 周 一	議 員
岩 田 剛	議 員
森 田 泰 雄	議 員
大 西 吉 文	議 員
園 崎 弘 道	議 員
寺 地 永	議 員
若 山 憲 子	議 員
北 村 政 雄	議 員
樋 口 房 次	議 員
青 野 仁 志	議 員
川 原 一 行	議 員
関 谷 智 子	議 員
高 橋 尚 男	議 員
田 中 美 貴子	議 員
西 川 博 司	議 員
藤 田 稔	議 員
向 野 憲 一	議 員

2. 説明のため出席した者

久保田 勇	管 理 者
橋 本 昭 男	副管理者
明 田 功	副管理者
坂 本 信 夫	副管理者
坊 嘉 宏	宇治田原町副町長
汐 見 明 男	副管理者
吉 村 弘	専任副管理者
稲 石 義 一	事業部長
浅 田 清 晴	施設部長
桑 野 信 一	理 事
村 主 安 男	理 事

革 島 昇 治	会計管理者
長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
杉 崎 雅 俊	施設課長
平 田 敏 博	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
福 西 博	折居清掃工場長
橋 本 茂	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長

3. 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局長
橋 本 哲 也	企画財政課長係長

4. 議事日程

日程第 1	諸報告
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第1号 公平委員会委員の選任同意を求めるについて
日程第 5	議案第3号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第4号 平成21年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)
日程第 7	議案第2号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
	議案第5号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 8	休会について

5. 会議に付議した事件

日程第1～日程第8

午前10時 開会

○高橋尚男議長 皆さん、おはようございます。

会議前の連絡事項について、ご報告をしたいと思います。森田議員さん、並びに若山議員さんより、遅れる旨の連絡がございます。また、奥田副管理者から、欠席の届け出があり、本日は、坊副町長に出席を頂いておりますので、ご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は、20名であります。既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立いたしました。

これより平成22年2月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、それぞれの写しをお手元に配付致しておりますので、ご覧をお願いします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○高橋尚男議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、山本邦夫議員、青野仁志議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○高橋尚男議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの40日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期、定例会の会期は、40日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号、公平委員会委員の選任同意を求めるについて

○高橋尚男議長 次に、日程第4、議案第1号、公平委員会委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) おはようございます。本日ここに平成22年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただ今議題となりました、議案第1号、公平委員会委員の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、八幡市推薦の井木委員が平成22年2月1日付けで本組合の公平委員会委員を退任されたことに伴いまして、現在欠員となっております本組合の公平委員会委員に、石野喜幸氏を選任致したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任同意を求めるものでございます。

石野喜幸氏は、民間企業の重要ポストを歴任をされ、平成14年10月から八幡市公平委員会委員に就任、平成15年10月から公平委員会委員長としてご活躍中でございまして、人事行政に関します豊かな識見と公正不偏のお立場から、今後の

ご指導をお願い致したいと存じております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間でございます平成22年12月27日まででございます。

よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

○高橋尚男議長 質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第1号を採決致します。本案は、これに同意するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。
よって、第1号議案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に、日程第5、議案第3号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第3号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

昨今の公務員による不祥事を契機に公務員の退職手当の支給のあり方が求められ、平成21年4月1日に、退職手当の支給制限及び返納に関する新たな制度を内容と致します国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されたところでございます。このため、本組合におきましても、お手元の議案第3号資料に記載を

致しておりますとおり、退職手当支払後、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められる場合には、退職手当の返納を命じることができることや、仮に当該元職員が死亡していたとしても、遺族や相続人に返納を命じることができることとする等、退職手当制度の一層の適正化を図り、公務に対する住民の信頼確保のための条例改正を行い、本年４月１日施行を目指すものでございます。先般、本案に関します職員組合との協議が整いましたことを受けまして、提案を致すものでございます。よろしくご審議を頂き、ご可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

○高橋尚男議長 質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより第３号議案を採決致します。第３号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。
よって、第３号議案は原案のとおり可決されました。

日程第６ 議案第４号 平成２１年度城南衛生管理組合一般会計
補正予算（第２号）

○高橋尚男議長 次に、日程第６、議案第４号、平成２１年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第２号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
久保田管理者。

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第４号、平成２１年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第２号の提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１２４万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ５３億３，０３１万円と致すものでございます。

補正予算の概要につきましては、お手元の議案第４号資料によりまして、補正予算の主な内容をご説明申し上げたいと存じます。

１ページ、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、衛生手

数料でし尿集世帯や事業系可燃ごみ量の減少などに伴いまして、683万円を減額致しております。なお、衛生手数料の内訳につきましては、4ページに記載のとおりとなっております。次に財産収入では、5ページに記載を致しております資源化物売払収入の明細表のとおり、平成20年度下半期以降で大幅に下落を致しましたペットボトル・鉄・アルミの売却価格が今年度下半期に至り、回復しつつありますことなどから、1,760万円を増額致しております。次に繰入金では、退職手当等の財源の一部として、財政調整基金から2,722万円を繰り入れ致します他、転廃業助成金の単価減に伴い転廃業助成基金からの繰入金の一部を減額し、差引2,700万1千円の増額補正と致しております。次に、繰越金では、平成20年度決算剰余金5,436万6千円を計上致しております。なお、繰越金の、2分の1、2,718万3千円は、2ページ歳出内訳の最下段、積立金で計上のとおり、財政調整基金に積立て、残る2分の1の2,718万3千円を退職手当等の財源の一部に充当することと致しております。次に、組合債では、対象となります事業費の契約減などによりまして610万円を減額致しております。

以上の結果を受けての市町分担金でございますが、1ページ歳入内訳最上段のとおり、8,555万8千円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして、構成市町にお返しすることと致しております。なお、平成21年度の市町別分担金総額は3ページで一覧表にまとめておりますのでご参照を賜りたいと存じます。

次に2ページ、歳出でございますが、主な補正内訳と致しましては、人件費で、総額6,378万5千円を追加いたしております。この内訳は、特別希望退職に伴う退職手当5,269万円の他、長期共済負担率の改定等に伴う共済費などを追加致したものでございます。次に物件費では、7,491万7千円を減額致しております。この主な内訳は、議会費及び一般管理費等で行政視察旅費をはじめ臨時職員賃金の一部減や日帰り出張の日当廃止による削減分などを、又ごみ焼却費では折居清掃工場運転管理業務委託料の契約減など合計6,740万7千円を減額致しました他、各費目における各種委託料や薬品購入費等の契約減などがございます。次に普通建設事業費では、折居清掃工場改修整備工事費の契約減など、合計1,332万6千円を減額致しております。次に公債費では、平成20年度長谷山解体整備事業の一部を平成21年度に繰越し、したことなどに伴います償還利子、142万9千円を減額致しております。次に、積立金では歳入でご説明いたしましたとおり、前年度決算剰余金の2分の1、2,718万3千円を追加致しております。

以上が、補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第4号として補正予算書を編成いたしております。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。質問はございませんか。 山本邦夫議員

○山本邦夫議員 1点だけ、数字の確認だけ、しときたいのですが。各構成市町の分担金の一覧が8ページにありまして、構成市町をずっと見ていて、大体、交付税相当分の補正のところ、ごみのところが、例えば宇治市が2,606万1千円、八

幡も1,033万9千円で、城陽市さんがこれ166万2千円になっていて、ちょっとそのところで数字のでこぼこが、あるようなのですけれど、その理由だけ分かればちょっと教えて下さい。

○高橋尚男議長 村主理事

○村主安男理事（登壇） 只今のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。交付税相当部分の内訳でございますけれども、宇治市さん、八幡市さん、それから久御山町さんにつきましては、公害防止計画の策定地域ということで、借入額、起債額についても充当額が高うございます。交付税相当分というのは、公債費の償還に対して、30から50%ぐらいの率で以って、各市町さんの交付税算定上の需要額の方へ上乗せされて、市町さんの方での交付税として算定される訳です。先ほど申しましたように、公防債の方で高くありますので、その点、城陽市さんとか、宇治田原町さんとかに比べて、3団体さんの方が高く措置をされるというふうな計算結果になった訳でございます。以上でございます。

○高橋尚男議長 山本邦夫議員

○山本邦夫議員 全体的には何となく分かったような、余り頭が付いていってない気がします、例えば元々の当初予算、これまでのところで現計で出ていますよね。その数字と、今回の補正との数字の動きのズレがあると思うのですね。そこは、どう云うのですか、今の時期に補正で、何で、例えば国がこの時期に公害防止区域でこうですよと、特別に交付税を出して来てくれているのやったら、気にならないと思うのですが、その辺は、元々、大体分かっている話だけれど、特別交付税で年度末とか、どっかのところで調整するなら分かるんですけど、この補正の元々の当初予算と過去の補正を積み上げた現計のところの数字と、大体それが見合っていれば、別に疑問はわからないのですが、例えば、そのところで云えば、宇治市さんで云えば、その1割強ぐらいの補正額ですよ、現計に対して。八幡でも7万9千に対して1万ほどですけども、城陽市の場合は2桁違って、その、元々の大体こんな構成比ですということの説明としては僕、分かったんですけど、そこが何故、この補正で交付税の部分が変わってくるのかなというのが、ちょっと疑問に思ったんで、ちょっと教えていただけますか。

○高橋尚男議長 村主理事

○村主安男理事（登壇） 今のご質問ですけど、確かにおっしゃられるように、当初においては、基礎数値報告ということで、組合の方から、例えば21年度であれば、21年度の所要額見込みを市町さん、京都府さん経由で国の方に上がってという手続きになります。その上で、先ほども言いましたように、各市町さんごとの基準財政需要額の上にこれを上乗せして、収入額を充てて、その不足の分について、

交付税の措置がされてくるという関係になるのですけれども、その中で、各年度ごとに補正係数であるとか、各市町さんごとの需要額と収入額との関係で、最終確定をする数値と、基礎数値を報告してるのと、必ず違って参りますけど、最終的にこれだけに確定したというのは、私どもの方では中々、つかめない話で、国から府、市町村経由で我々の所にこのデータが来るという関係になって参りますので、それで最終確定したということで受けたものについて、我々の方で、この分、分担金の内に交付税相当分として算入されている額がこれぐらいですよということで、その分を当初との関係で増減があれば、その増減額を補正しているということでございます。

○高橋尚男議長 よろしいか。これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより第4号議案を採決致します。第4号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。
よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例
及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する
する条例の一部を改正する条例を制定するについて
議案第5号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計予
算

○高橋尚男議長 次に、日程第7、議案第2号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて。及び、議案第5号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算の、2議案を一括して議題といたします。
提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第2号及び議案第5号の提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第2号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関するする条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由を御説明申し上げます。

平成22年4月1日から時間外労働の限度に関する基準の見直し等を内容とい
たします労働基準法の一部を改正する法律が施行されることになり、平成21年度
人事院勧告におきましても、この法改正の趣旨に準じた措置を講じるよう勧告され
たところでございます。職員の時間外勤務につきましては、これまでも縮減に努め
ておりますが、職員が健康を保持しながら仕事と生活の調和が取れた労働環境の中
で勤務出来ることが重要でございます。このため、本組合におきましても、平成2
2年4月1日から、お手元の議案第2号資料に記載をいたしておりますとおり、月
60時間を超える時間外勤務手当の割増支給率の引き上げや代休時間の付与等を
内容と致します措置を講じるため、所要の条例改正を行うものでございます。この
程、本案に関します職員組合との協議が整いましたことを受けまして、提案を致す
ものでございます。

次に議案第5号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説
明を申し上げます。

平成22年度の予算編成にあたりましては、組合運営の基本方針でございます、
一、安心安全な工場運営、二、住民感覚に沿った行財政改革、三、更なる循環型社
会の構築の三つの方針のもと、議案第5号資料1ページに記載致しておりますと
おり、折居清掃工場更新のための基本調査等に取り組む体制をスタートさせますこ
となど5つの取組施策を中心に事業を進めることと致しております。これに必要な
歳入歳出予算を計上致したところでございます。

平成22年度は、団塊の世代の多量退職に伴います退職手当やクリーン21長谷
山建設後の公債費の増大など克服すべき財政課題がある中、給与の適正化と職員定
数の削減、及び民間委託による工場運営など、今日まで進めて参りました行財政改
革の効果が明確に現れた予算となったところでございます。特に、これまで取組ん
で参りました職員定数の削減等の行財政改革効果によりまして、人件費総額が前年
度比較でマイナス10.5%、1億4,815万6千円縮減致しましたことをはじめ、
借入金の返済にあたります公債費もようやく峠を過ぎ、昨年度比マイナス17.
1%、2億3,472万2千円と大きく減少いたしましたことなどによりまして、
平成22年度の歳入歳出予算総額は、議案資料1ページに記載のとおり、48億5
64万5千円で、前年度の当初予算からマイナス10.1%、5億3,732万4
千円と大幅に減少致しております。又、事業費を賄います市町分担金は、40億4,
223万3千円で、前年度比較、マイナス7.1%、3億828万5千円と大きく
減少致しております。

この結果、平成22年度の事業費及び分担金の予算額は、議案資料16ページの
附表1、事業費及び分担金の推移のとおり、平成4年度以降で最も小さな予算規模
となったところでございます。

以上の内容につきまして、平成22年度一般会計予算書及び予算説明書のとお
り編成を致したところでございます。

以上、議案第2号及び第5号につきまして、よろしくご審議をいただき、ご可決
を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

○高橋尚男議長 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。

ただいま議題となっております、議案第2号及び議案第5号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第5号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、田辺勇氣議員、菱田明儀議員、原田周一議員、森田泰雄議員、園崎弘道議員、若山憲子議員、北村政雄議員、青野仁志議員、田中美貴子議員、西川博司議員、向野憲一議員以上の11人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 ただいま選任されました、予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長との互選を行ない、その結果を議長まで報告をお願いいたします。暫時休憩といたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時30分 再 会

○高橋尚男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には、田辺勇氣議員が、副委員長には、森田泰雄議員が、それぞれ当選されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第8 休会について

○高橋尚男議長 次に、日程第8、休会についてを議題といたします。

おはかりいたします。議事の都合により2月16日から3月25日までの38日

間を休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月16日から3月25日までの38日間を休会することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

○高橋尚男議長 次回は、3月26日、午前10時から会議を開きます。

尚、一般質問の通告締切は2月26日、午後5時15分までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

以上でございます。大変ごくろうさまでございました。

10時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 山本 邦夫

議 員 青野 仁志

第 2 号

平成22年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成22年3月26日

午前10時開議

1. 出席議員

田 辺 勇 気	議 員
橋 本 宗 之	議 員
菱 田 明 儀	議 員
山 本 邦 夫	議 員
上 林 昌 三	議 員
原 田 周 一	議 員
岩 田 剛	議 員
森 田 泰 雄	議 員
大 西 吉 文	議 員
園 崎 弘 道	議 員
寺 地 永	議 員
若 山 憲 子	議 員
北 村 政 雄	議 員
樋 口 房 次	議 員
青 野 仁 志	議 員
川 原 一 行	議 員
関 谷 智 子	議 員
高 橋 尚 男	議 員
田 中 美 貴子	議 員
西 川 博 司	議 員
藤 田 稔	議 員
向 野 憲 一	議 員

2. 説明のため出席した者

久保田 勇	管 理 者
橋 本 昭 男	副管理者
明 田 功	副管理者
坂 本 信 夫	副管理者
奥 田 光 治	副管理者
汐 見 明 男	副管理者
吉 村 弘	専任副管理者
稲 石 義 一	事業部長
浅 田 清 晴	施設部長
桑 野 信 一	理 事
村 主 安 男	理 事

革 島 昇 治	会計管理者
長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
杉 崎 雅 俊	施設課長
平 田 敏 博	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
福 西 博	折居清掃工場長
橋 本 茂	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長

3. 職務のため議場に参加した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局
橋 本 哲 也	企画財政課係長

4. 議事日程

日程第 1 諸報告について

日程第 2 議案第2号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第5号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算

日程第 3 閉会中継続調査の申し出について

5. 会議に付議した事件

日程第1～日程第3

午前9時59分 開議

○高橋尚男議長 皆さんおはようございます。少し定刻より早うございますが、ただ今の出席議員数は、全員お揃いでございます。

既に定足数に達しておりますので、これより平成22年2月、城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行ないます。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果2件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧をお願いします。

日程第2 議案第2号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関するす

る条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第5号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算

○高橋尚男議長 次に、日程第2、議案第2号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関するする条例の一部を改正する条例を制定するについて、及び議案第5号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算の2議案を一括して議題といたします。予算特別委員会委員長の報告を求めます。 田辺勇氣 予算特別委員長。

○田辺勇氣予算特別委員長（登壇） おはようございます。ただ今議題となりました議案第2号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関するする条例の一部を改正する条例を制定するについて及び、議案第5号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程、並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月15日の本会議において設置をされ、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関するする条例の一部を改正する条例を制定するについて及び、平成22年度城南衛生管理組合一般会計予算の2議案について審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行ないました結果、委員長には私、田辺が、副委員長には、森田泰雄議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月18日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長・各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、併せて第2号議案の審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります、第2号議案、第5号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、第2号議案、第5号議案を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会が出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応えていかれるよう、切に希望するものであります。

また、当日は委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

また、あわせて、森田副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞り無く運営

できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。以上で報告を終わります。

○高橋尚男議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第2号を採決致します。第2号議案は委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○高橋尚男議長 次に、議案第5号を採決致します。第5号議案は委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3 閉会中継続調査の申し出について

○高橋尚男議長 次に、日程第3、閉会中継続調査を議題といたします。

○高橋尚男議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成２２年２月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。なお、閉会にあたりまして管理者からご挨拶がありますので、暫く、お待ち下さい。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） 平成２２年２月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成２２年度一般会計予算をはじめ、提出をさせて頂きました５議案につきまして、いずれもご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

平成２２年度は、折居清掃工場の更新に向けました基本調査をはじめ今後の施設立地や用地のローテーションの検討等、新たな施設整備構想の策定に着手をいたして参りたいと考えております。又、併せて地方財政の状況が厳しい中、行財政改革の歩みを止めることなく、今後も創意工夫を凝らしながら住民感覚に沿った組合運営を着実に進めて参りたいと存じております。さらに、議員各位から頂きましたご意見、ご指導を念頭におきながら、構成市町と緊密に連携し、安心安全な廃棄物処理事業の推進により万全を期し、管内の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果し、住民の皆さまの信頼と安心を一層得られますよう、職員ともどもさらなる努力を続けて参りたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして、平成２２年２月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

１０時０６分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高 橋 尚 男

副議長 大 西 吉 文

議 員 山 本 邦 夫

議 員 青 野 仁 志

参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案書（予算案を除く）

予算特別委員会審査記録

日 時 平成 22 年 2 月 18 日（木）午前 10 時～午後 0 時 02 分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟 2 階大会議室

出席委員

田 辺	勇 気	委 員 長
森 田	泰 雄	副委員長
菱 田	明 儀	委 員
原 田	周 一	委 員
園 崎	弘 道	委 員
若 山	憲 子	委 員
北 村	政 雄	委 員
青 野	仁 志	委 員
田 中	美貴子	委 員
西 川	博 司	委 員
向 野	憲 一	委 員
高 橋	尚 男	議 長（オブザーバー）
大 西	吉 文	副 議 長（オブザーバー）

説 明 者

久 保 田	勇	管 理 者
橋 本	昭 男	副管理者
明 田	功	副管理者
坂 本	信 夫	副管理者
奥 田	光 治	副管理者
中 谷	浩 三	井手町副町長
吉 村	弘	専任副管理者
その他幹部職員		

付託案件

議案第 2 号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第 5 号 平成 22 年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法

付託案件についてはそれぞれ関連があるので一括して審査。第 5 号議案の審査を中心にして、第 2 号議案については審査過程で随時審査。

歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入、全款を一括して審査

④総括質問

⑤討論

⑥採決

審査結果 予算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

予算特別委員会の質疑、答弁、要望等

〔議会費・総務費・公債費・予備費〕

○向野憲一委員 一つだけ聞かせていただきたいと思うのですが、概要書の19ページ上の欄ですけど、22年で正規職員の削減というところがありますね。そこで、平成13年度166人から22年度で106人と。その間、60人の減ということで、賃金の関係で云いますと、平成13年から22年で7億3千万の縮小をされたと、一方で、委託した場合に3億2千万でその差額3億7千万の効果があったという説明をされたと思うのですね。平成13年度の賃金水準と、平成22年度の賃金水準といったら、変わってくるかと思うのですが、それについては、どういうふうな出し方をしているのか。ということと、今の城南衛管が抱える仕事の内容からして、大体どれぐらいの体制が必要なのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○稲石義一事業部長 給与の関係ですが、平成13年度から平成22年度、給与水準がどのように変遷したのかということでございますが、先ほどもご説明いたしましたように13年度の16億5千万程度の給与費が、22年度には9億4,500万程度に下っております。1人当たりの給与額で申しますと、平成13年度が994万円、22年度が890万5千円ということになっております。平成13年度から22年度に掛けまして、給与適正化対策のほか、人事院勧告等、給与の抜本的な改正もございましたし、期末手当、勤勉手当の引下げもございまして、基礎となる部分が減少になったものもございまして、又、総額として特に人員減によりますものが大きく影響しておりまして、この間、7億5百万程度の縮減が図れたということでございます。次に、こういう委託の手法を取っていけば、今後どの程度の体制が望ましいのかというお尋ねだというふうに思いますが、22年度は106名体制で、執行していきたいと思っておりますが、中期的な定数管理計画というものを、次年度の夏以降に策定する予定でございます。ただ、短期的には、23年度は100名を若干切るというようなことを考えておりますが、それ以降につきましては、その夏以降に定めます中期定数管理計画の中で、きちっと整理を図って参りたいと考えております。

○向野憲一委員 平成13年度の職員の給与ですけど、年間994万円、約ね。それで22年度で890万5千円ということで、若干下っておる訳ですね。そういう比較で、全体からすれば金額的には、そんなに大きく左右するというものではありませんけど、状況としては分かりました。職員の、現在の城南衛管の体制、その中で、職員がどれぐらい占めるのかということについては、見通しとして、23年度は100名を若干下回ると、今後その計画については改めて作っていかうということですが、今の城南衛管で、正職員は分かれますけど、嘱託とか、委託をしている、その従業員とを含めて、職員と委託若しくは嘱託なり、アルバイトなり、

そういう人数と比率については、どういうふうになっているのでしょうか。

○桑野信一理事 先ず、直接雇用の関係でございます。平成22年度の正規職員が、106名でございます。それから再任用職員が25名。それから嘱託職員が9名。臨時職員の雇用を5名予定しております。なお、工場関係の委託従業員のことにについては、施設部の方で答えいたします。

○浅田清晴施設部長 委託の職員の人数ですが、クリーン21長谷山につきましては38名相当。クリーンピア沢につきましては5名。折居清掃工場は15名ということで、合計58名分、委託をしているということでございます。

○向野憲一委員 委託をされているそのの中では、正規職員として採用されているという、全員がそういうことなののでしょうか。それ以外にということになったら、社会保険等いろいろ変わってくると思うのですが。

○浅田清晴施設部長 全員が、それぞれの企業の正社員ということで採用されています。

○向野憲一委員 概ね状況は分かりましたし、また、必要な時に話をさせていただきます。

[衛生費]

○西川博司委員 何点か質問させていただきます。先ず、折居清掃工場更新のための計画の作成に向けた精密機能検査を新たに実施するという事で、説明はされた訳ですけども、具体的にどのような検査をされるのか、その点についての説明をお願いします。それから、二点目が剪定枝チップ化物の配付。何年か前に私、剪定枝の有効利用ということで、提唱させて頂いた訳ですけども、それが実施されたということで、評価している訳ですけども、当初は、もっと配付量が少なかった訳ですけども、19年度、20年度、21年度とかなり増えてきております。ここに至るまでには、どのような工夫と努力をされてきたのか、少し詳しく答弁頂きたいと思えます。それから三点目は着物のリサイクルですけども、以前、エコポート長谷山、当時はリサイクルプラザという名称で言っておられましたけれども、そこでの1箇所のみで行われておりましたが、遠くて、自動車を運転できる人でなければ、そこへ行けないということもありまして、私、宇治市議会の中でも一般質問で、市街地若しくはその近くでやってもらえないかという質問もさせて頂いたことがありますけれども、その時は、城南衛生管理組合と協議して対応していきたいという答弁でありましたけれども、この間、前向きな取り組みが行われてきてまして、折居清掃工場等で行われるようになりました。市街地ではありませんが、それに近いところで、かなり行き易くなって、高く評価しているところです。そこで、着物リ

フォーム教室は、ゆめりあでも開催されております。他にどのような出前講座がされているのか、これについて、お聞きします。次に、清掃工場の運転ですけれども、向野委員の質問でもあった訳ですけれども、経費削減のために人員削減ということもされてきております。折居清掃工場とかクリーン21長谷山などで、夜間と土日の運転を委託というふうにされておりますが、経費削減の努力ということでの一環ということでは、分かる訳ですが、今後どのように考えておられるのか、その点について質問させていただきます。それからもう一つ5点目が、運転委託ですけれども、クリーン21長谷山、これが運転委託して4年目、それから折居清掃工場が運転委託して1年目になります。労働条件とか、それから労働諸法が守られているかどうか。先ほどとも関連する訳ですけれども、それを調査をされているのかということですね。ちょっと重なりますけれども、改めて伺いをします。以上5点お願いいたします。

○浅田清晴施設部長 概要書の25ページ附表8の下段に、精密機能検査費357万円とありますが、この精密機能検査は、廃棄物処理施設を維持管理する上において必要となる、設備機器の状況、それから改善箇所等の調査、確認を処理工程別に行うもので、今後、必要とする整備や施設全体の耐用度を調査、確認する検査でございます。今回行います折居清掃工場の検査は、現在の予定として、平成33年頃に新折居完成と予定しておりますことから、今後10年程度は運転することとなります。そのために現行の設備機器で対応できるか、そのためにはどのような整備が必要かなどの調査、確認を専門機関に委託するものでございます。これが精密機能検査に関するご説明でございます。

次に、チップ化物でございますけれども、チップ化物の配付につきましては、平成16年度から資源の循環を目的に管内住民の方へ、実費配布を開始したものです。その後、小口の配付につきましては、当初エコポート長谷山1箇所であったものを、クリーンピア沢や折居清掃工場においても配付することとしました。それからもう一つ、農家等への大口の配付実施も、配達も行うということで、それぞれ拡大を行いました。さらには、最近では構成市町の協力を得まして、自治会等による回覧をお願いしているところでありまして、21年度では、概要書24ページ附表7にありますとおり、住民及び事業者への配布量として、計2,278m³、全体の88%を配付できる見込みとなっております。22年度につきましても、その計画数値がありますけれども、そのとおり配布できますよう、一層啓発に努めて参りたいと考えております。

次に、工場部門、運転委託でございますけれども、焼却炉の運転につきましては、クリーン21長谷山及び折居清掃工場ともに、土日の昼夜それからその他の夜間を委託しております。クリーン21長谷山につきましては、灰溶融炉も併設しておりますので、灰溶融炉は焼却炉の運転とは技術的に異なることから、他団体においても昼夜問わず委託をされておるところでありまして、当組合におきましても全部委託をしております。また、クリーンピア沢につきましては、し尿処理の根幹でもあります水処理部門を残して、委託可能と判断できる受入前処理、汚泥の脱水焼却、水質試験関係などを委託しております。このように、工場運転部門における委託化に関しましては、全部委託という形態を取らずに、行政のチェック機能を果たせる

重要な管理部門は直営として、また、ごみ焼却施設におきましては、廃棄物処理に関わる技術の継承という意味から、特に平日の昼間の運転は直営としているものでございまして、今後先ほども申しましたように、行政のチェック機能を果たせる重要な管理部門は直営とするなど、現在の基本的な姿勢を、継続して参りたいと考えております。

次に、チェックしているか、委託企業の職員の労働条件など、チェックしているかという問題でございます。この中では、ワーキングプアという問題も以前から議会等で指摘を頂いているところでありまして、当組合では年に1回、実態把握を行うため、調査を行っています。昨年9月の調査結果では、当該の委託職員の平均年収が、クリーン21長谷山が45歳で448万円、クリーンピア沢が43歳で同じく448万円、折居清掃工場が38歳で414万円となっております。また、各企業におきましては、給与規定や就業規則などを定められており、賃金労働条件における問題はないものと判断していますが、今後におきましても、定期的に調査を実施し、運転委託職員の実態把握をして参りたいと考えています。私の方からは以上でございますけれども、あともう一つの、衣服のリフォームの件につきましては、エコポート長谷山の所長からお答えいたします。

○橋本 茂エコ・ポート長谷山所長 出前講座をどのようにされるかということについて、お答えさせていただきます。通常はエコポート長谷山での開催をメインと致しておりますが、住民の方が少しでも多く利用して頂くために交通等の利便性を考えまして、毎月の最終日曜日に、折居清掃工場での教室及び衣服譲渡を実施いたしております。またJR宇治駅近くの、ゆめりあうじでも年3回程度の衣服教室、ガラス教室を実施いたしております。また今年度は、宇治市役所ロビーにおきまして、着物から洋服にリフォーム致しましたファッションショーを開催し多くの方に好評を得ました。今後もさらに、住民の多くの方々に利用して頂けるため、構成市町におけます環境フェスタ、府、関係団体から企画展示の出展要請等にも積極的に出前工房として参加を致したいと思っております。計画と致しましては、本庁で行います環境まつり。また、宇治市環境展、宇治市消費者まつり、城陽環境フォーラム、井手町文化祭等々にも参加をする計画を致しておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○西川博司委員 折居清掃工場の更新のための計画ですね、これは分かりました。折居清掃工場は昭和61年に建設されて25年ですね、後、10年ぐらいはもたせたいということでありましたので、それはそれで分かりました。後、クリーン21長谷山ですね、そのころには更新に向けた精密検査もする時期になろうかと思っておりますがどうでしょうか。それから剪定枝のチップ化物の配布については、かなり年を追うごとに工夫と努力がされてきて、結果が増えてきているということでよく分かりました。今後も努力をしていただきたいということで、要望しておきます。そこで、販売代金ですけれども、これは幾らに設定されておりますか。一点お聞きします。それから着物リサイクルについては、これもかなり色んな所でされて努力がされてきているということで、よく分かりました。それで、集った量ですね、それ

と売れた量ですね、これがどの位、集った量の内のどれ位が売れたか、その点についての数値が掴んでおられましたら、お答えいただきたいと思います。それから清掃工場の運転については、一定この経費の削減ということでされてきた訳ですが、技術の継承とかということを考えると、全面委託はしないで、昼間の運転については継続していきたいという方向が占めされておりますので、私もそれは必要だと思いますので、今後ともそのような形でやって頂きたいということで、要望しておきます。それと、運転委託については、今後もそういう形で調査をし、しっかりと把握をして頂きたいということで、要望しておきたいと思います。運転委託ですね、これ工場の根幹になっている訳ですが、この決め方ですね、業者の決め方についてはどのような形でされているのか、その点についてお聞きます。以上、お願いします。

○浅田清晴施設部長　今のクリーン21、焼却工場ですね、更新のパターンと言いますか、そういう質問であったと思いますが、クリーン21長谷山、平成18年に完成して稼動しております。一般的に焼却工場の耐用年数というのは、30年と言われているのですが、もっと40年以上運転している所もございますけれども、30年と致しますと、組合のように清掃工場が2つあった場合、色んな費用の面とか、各市町に与えます分担金の負担の関係とか、そういうことを考えますと、30年とした場合、15年おきに一つずつ更新出来ることが望ましいのじゃないかなということで費用の平準化も図れるだろうという考えも持っています。そういうことになりますと、今、クリーン21長谷山稼動していますけれども、15年後としますと、平成33年頃に当たります。その頃に折居清掃工場が完成するというようなことが、これが理想的ではないかという考えを持っています。そういった関係で今後、耐用年数30年として15年サイクルで更新計画を立てていけば、費用の平準化も出来るのじゃないかというような考えを持っております。それからもう一つ、チップ化物の配付の単価でございますけども、住民さんへの小口の配布です。これは40リットル相当の袋をこちらの方で用意を致しまして、袋代込みで1袋、100円で売ることになっております。又、その袋ですね、1回持って帰ってもらって、その袋を、もう1回持って来てもらったら、これはリサイクルという考えがございますので、それは50円、半額という形にしております。それから大口の場合は、トラックで引取りということになりますけれども、1 m^3 あたり引取りの場合は500円、それから今、配達も行っておりますので、この場合は1千円ということになっております。チップ化物の配布の単価につきましては、このような計画であります。

それから、委託の業者の決め方なのですが、やはり色々環境の問題とか、環境負荷の問題とか、色々なことが直接運転とかに関わってきますので、色んな条件を定めて、入札をしております。清掃工場を運転するに当りましては、廃棄物処理技術管理者の資格とか色々な資格が必要となっています。これらの資格を有する人員を配置できる体制があること。それから一番大事なことは、焼却工場などを運転してきた実績があること。そういうことを業者の入札に参加するための条件として定めまして、入札をしていく。そうして、安心安全に工場運転に努めていこうということでもあります。

○橋本 茂エコ・ポート長谷山所長 集めた衣服の中で、売れる割合がどれ位かというご質問でございますが、回収につきましては毎月1回職員による回収と、本庁、折居清掃工場、それからエコポート長谷山の3箇所で、住民の方が直接持ち込みを頂いているものがあります。通常45リットル程度の透明のビニール袋に入れて頂くようお願い致しておりますが、紙袋、ダンボール等、様々でございますので、枚数の確認が中々出来ておりません。ハッキリとは申せませんが、概ね半分位ではないかなと思っております。

○浅田清晴施設部長 ちょっと追加をしておきますけれども、先ほどの焼却場の運転委託の関係ですけれども、先ほど申し上げましたように、色んな諸条件を定めまして、それによります全国公募という形で入札をしております。

○西川博司委員 そうしたら、折居清掃工場とクリーン21長谷山との関係で、15年おきに更新が出来ればということで、そういう形で計画的に考えているということですので、分かりました。そういう形で進めて頂きたいと思います。それから剪定枝のチップ化物の配布について、値段も分かりましたので、今後も非常に優れたやり方ですので、今後も努力をして頂きますよう要望しておきます。それから、着物リサイクルですね、持ち込まれた量、正確な件数が分からないけれども、概ね半分ぐらいがリサイクル、売れているということで、今後も多く売れるような形で努力をして頂きたいと思います。要望しておきます。それから清掃工場の運転委託の業者の決め方については、全国公募で資格とか或いは実績等、そういうものを取り入れて、入札に掛けるということであったと思います。全国的に色んな環境面とか、障害者雇用とか、そこで働く人の労働条件、こういったものを総合的に判断するような、総合評価入札方式も普及してきていると思いますので、その点については、導入出来るかどうかのその点については検討して頂きたいと思いますので、これは要望しておきます。以上です。

○若山憲子委員 1点だけお聞きをしたいのですが、28ページの容器包装廃棄物と資源化業務委託料というところで、3,584万9千円が上がっているのですけれど、この中に例えば、ペットボトルを回収された時に、ペットボトルのキャップその物が、手作業ではずしておられるというのをお聞きをしているのですけれど、例えば、ペットボトルのキャップの回収なんかを久御山町さんが今回されるというようになっているのですけれど、城陽市なんかでも、不燃ごみとして、ペットボトルのキャップその物は、回収その物は、広報なんかで知らせて回収をしているのですけれど、そういうことは、各市町で取組はペットボトルのキャップその物は、はずして回収するということが徹底されたら、この委託というか、掛かっておられる作業そのものが、どの程度、軽減をされるのでしょうか。なかなか難しいと思うのですけれど。例えば、どれぐらいの割合で、それだけの為に作業はしておられないと思うのですけれども、例えば、ペットボトルが回収された中で、どの程度、そうしたら、キャップが付いたものがあるのか、その辺りを教えて下さい。

○浅田清晴施設部長 エコポート長谷山の方で毎日、ペットボトルの資源化ということで、不適物の除去等を行っている訳なのですが、今までは、状況から見ますと、4本から5本に1個、キャップが付いたままの物が入ってくるというような状況です。それを他の物でしたら、ポンと1つ掴んで取れたら良いのですが、キャップの場合は締めてありますから、回さんなんですよね、それだけ幾ら4本から5本に1本といえども、手間が掛かります。それが全て無くなれば、分別回収して頂いて無くなれば、その分手間が省けまして、スムーズに資源化出来るというようなところでございます。どの程度、軽減出来るかというのは、ちょっと計り知れない部分があるのですが、そういった状況でございます。組合といたしましてもご承知のようにエコポート長谷山では、障害者の方をお願いしているという状況でございますので、なるべく、そういう手間を省けるように構成市町になんとか、拠点回収なり分別収集なりをして頂けないかということで、お願いしているところでございます。この前も新聞に載っていましたが、久御山町の方で、来年度から拠点回収をして頂くということもあります。それから組合の方でも、工場で、今現在、衣服とか、それから廃食油とか、住民の方々に持って来て頂くようにということで、それぞれ容器を設置している訳ですが、今年度から始めています。なかなか、住民さんが、例えばこの沢の方まで持って来て頂くというのは、ちょっと交通の関係もありますし、キャップはかなり嵩の低いものでもありますし、なかなか持って来て頂けないのですが、折居工場なんかは、今、ワクチンの関係で、学校とか、団体が集められていますけれども、それがちょっと流せないというような形で、そこそこ、固まった量で持って来られたという例もございます。そういった関係でキャップについては、ペットボトルの資源化という部分では、ちょっと邪魔になる存在ではありますけれども、素材と云いますか、PPで、1種類の原料で作られていますので、それが必要な資源ということで、今後はそういう取組を各市町にもお願いをしていって、出来ることなら分別収集をして頂いて、選別作業の軽減を図っていききたいなと、これは組合の望みですが、そういう形をお願いしていききたいなというふうに思います。

○若山憲子委員 その分別収集そのものは、各市町が取組まれることだと思うので、各市町でそういう取組が進められるように私達も努力をしたいと思うのですが、それと、そのペットボトルとか資源化ゴミの単価が下落していたものが、大きく上がって資源化物の収入そのものが増えているというように、説明書の13ページで書かれていて、その中に具体的にペットボトルとキャップの見込み額というのが書かれているのですが、ペットボトルのキャップで云うと、例えば、単価1千円であったものが、9,250円と凄く上がっているということで、その中で、ペットボトルその物、本体に関しては、21年度と22年度の当初のところで、数量ですね、見込みの数量が変わっていないのに、ペットボトルのキャップその物は、1割程度減らしておられるというのは、何か事情があるのでしょうか。先ほど云われたワクチンの関係を想定してのことなのでしょうか。

○浅田清晴施設部長 キャップの量、昨年度と若干減らしていますけれども、昨年度も計画数値でございまして、22年度の計画数値も出ていますけれども、これは2

1 年度の実績に基づいて、パーセントで按分をした状況でございますので、その辺でご理解を願えないかなと思います。

○若山憲子委員 数量そのものは実績でたてられているということで、そうしたらペットボトルその物も本来なら実績数値でということであれば、資源化物のペットボトルその物も、そうなるのと違うかなと思うのですけれども、そこは別に拘りません。実際にその数字が上がって収入が増える、衛管そのものの収入が増えるということは、各市町、とっても良いことやし、それは構わないと思うのですけれども、例えば視察に行かせて頂いた時に、資源化物のごみの現状、大体、不況との関係で、1 割程度、減をしていますというようにおっしゃっていたと思うのですけれども、確か、一の宮市の方だったと思うのですけれども、その関係で私は、ここ、ペットボトルのキャップを1 割減にされたのかなと思ったら、本体とキャップでちょっと違ったので、それはもう分かりましたので、結構です。引き続き衛管の方でも各市町の方に今、おっしゃったように、分別収集が進むように担当者会議の中でも是非、そういうことを周知徹底をお願いしたいと思います。

○菱田明儀委員 1 点だけ質問をさせていただきます。今年度1 月に議会の視察で、先ほどお話がありましたように、一の宮の方に視察に行かせて頂きました。その中で、ごみ袋の分別ということでテーマを絞って行ったのですけれども、このごみ袋については、話を聞かせてもらって徹底するまで期間が掛かったと。確か、不燃、可燃、廃棄物と、3 種類の袋を選別されておったと説明があったのです。透明と緑と黄色だったと思うのですけど、有料化していると、1 枚2 0 円という話だったと思うのですね。我々こう袋を見ていますと、今のごみを見ていますと、その辺の徹底が、工場に入って来るごみ袋もバラバラであったり、見に行きますと、その辺で、やはり管内で統一していかなければならないという課題が残っているのですけれども、このごみ袋の導入についての、検討状況。今、何処まで進んでいるのか、又、今後予定がどうなっているのか、推進体制ですね。その辺お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○浅田清晴施設部長 只今の指定袋の関係でお答えさせていただきます。管内の指定ごみ袋制の導入につきましては、組合とそれから構成市町担当課長で構成する「ごみ減量化研究会」、ここで検討を行っております。現在の状況と致しましては、管内統一による指定袋制の導入ということで、検討をしているところでございまして、透明指定袋制につきましては、既に、八幡市さんとか、宇治田原町さんで導入されている所もございしますが、組合と致しましては、管内統一による指定袋の導入が、ごみの分別・減量・適正排出、これらに対する効果が大きいものと考えられます。さらには袋、例えば、袋を製造して、統一して販売するということになると、一括発注ということになってきます。こうした場合ごみ袋の製造に掛かるコストですね、これの軽減が図れるだろうと、それが次には、住民負担の軽減も図れるのじゃないかなということで、今後も歩調を合わせた形で導入に向けて、具体的な協議、検討をこの研究会の中でも行っていきたいと考えております。なお、組合におきましては、平成2 1 年度から先進地団体からの情報収集、それから袋の規格等の調査を行

っております。そのために再任用職員1名を配置して、管内統一の制度導入に備えて、取り組みを進めているところでございます。これら出来上がりました調査結果等につきましては、この研究会の中に参考資料として提出してまいりたいと考えております。

○**菱田明儀委員** 概ね分かりました。やはり先ほどからおっしゃっているように、ごみが無くなれば経費も削減出来ると、これは当たり前のことやと思うのですね。ごみが減ればそれだけ人員も削減出来るだろうし、やはり今のところ、何処の市町村も新聞等更に視察、我々行かせてもらったら課題になっている訳ですね、この問題について。やはりこの辺が市民に周知することによって、ごみの削減の形になってくるということは大きくフォローアップされると思うのです。この件について早く取り組んで頂きたい。どこの市町村も聞いていますと、これを定着させるまで4・5年掛かるようなことも云っておられる訳ですね、いろんな議論をして、いろんな問題もあって、市民の声もあるだろうし、袋を分けるのが大変やと。今見ていますと、燃えるごみの中に、燃えない物を入れたり、不燃物の底に可燃物を入れたり、もうバラバラな状態になっている。こういったことを徹底していくことは、非常に大事なということで、それによって今ごみの袋を明確にすることによって、市民の意識が上がってくるようになって、ごみの削減が出来てくるということが非常に大事なということで、視察に行った時に感じました。こういったことを早く取り組んで頂きたいということを切に要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○**原田周一委員** 1点だけちょっとお聞きします。概要の5ページなのですが、し尿処理関係それからごみ関係で1番目に場内整備管理費、ダイオキシン類等測定委託料ということで、計上されておまして、これの予算書の23ページにダイオキシン測定業務等委託料、693万3千円という明細があります。これの内容なのですが、去年と比べてこの測定委託料がどうなのかということと、これダイオキシンだけで、PCBの方は検査料というのは含まれているのか含まれていないのか。その辺の回数等を含めて、去年と比較してどうなのかということを出たらお願い致します。

○**浅田清晴施設部長** ダイオキシンの測定につきましては、排ガスとか、焼却灰、それから処理水、作業環境なんかもございまして、それぞれ各工場に必要な項目について分析をしているところでございます。焼却工場などでしたら、例えば集塵機の中に入って作業しなければならないとか、炉の中に入って作業しなければならないとか、そういった関係もありまして、これ労基法上は6ヶ月に1回の分析結果に基づいて、防護関係の管理区分を決めましてということになっておりまして、作業環境等につきましては、年に2回分析しております。それから排ガスとか他の物については、焼却場は炉別に、やっていますけれども、年1回分析をしているようなところでございます。それからPCBの関係ですけれども、ダイオキシンの測定にしましてはコプラナPCBという形で分析をしております、そのトータルとして数字に表れているというようなところでございます。PCBそのものとして分析は

していませんけれども、ダイオキシンに必要な測定ということでしております。それから予算の関係ですけれども、昨年度との内容は、毎年、前年度の実績に基づいて予算計上をしている訳ですけれども、一緒です。このところ余り変動も無く、同じ内容です。

○**原田周一委員** 今、P C Bとしては測定されてないと思うのですが、素人考えでいきますと、特に三郷山の方は埋め立て処分ということで、そういった物が発生し易い状況にあるのじゃないかと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

○**浅田清晴施設部長** 先ほどの質問でちょっと漏れていた部分があるのですが、検体数等は、各工場ごとに定めていますけれども、昨年度と同じで変わりはありません。それから排水、三郷山の関係なのですが、あそこで関係してくるのは排水の関係だと思うのですが、排水についても同じように分析を行いまして、安全確認を毎年行っているところでございます。

○**原田周一委員** と言うことは、P C Bなんかの、例えば絶縁体とか何とかいうような物の持込は無いということで理解しておったら良い訳ですね。

○**浅田清晴施設部長** すいません。先ほどコプラナP C Bという形で云わせて頂きましたけれども、グリーンヒル三郷山の関係で排水の関係は、P C Bという形で分析はさせて頂いております。

【歳入全款】

○**向野憲一委員** 概要書の13ページ、転廃業助成基金というものがありますけれども、基本的に1台廃車をするとか、そういう仕組みとか、基準とかいうのは、どういうふうになっているのか。それからこの基金が大体、最終どれぐらいの目標を持っているのかということについてお聞かせ頂きたいと思います。

○**伊庭利夫業務課長** 転廃業の減車のことについて、お答えします。転廃業の減車につきましては毎年、収集量を台数で積算しております。算出根拠ということで、2トン車の委託単価を基本に営業権及び、転業に必要とする期間の所得相当額の補償。又、車両の売却分の補償、従業員の補償等、各企業と合意の基で決めています。

○**村主安男理事** 要するに仕事量が1台分減れば、補償するということなのですが、1台分減ったかどうかという基準ですけれども、例えば22年度であれば、前年度の前期6ヶ月間の収集実績ですね、それを収集回数で割戻し、後、それで量を出しまして、その量を起点になる場所から城南衛生管理組合の処理場に運ぶ回数、これでそれを割戻して仕事量を出すということで、その仕事量が1台を下回るということになれば、1台減車になったということで、それを毎年毎年算定して、各

企業さん別に1台減った、いや、未だ減っていないという判断をして、減車をしていくということです。

○**稲石義一事業部長** 2つ目の基金の目標数値でございますが、これにつきましては平成4年にこの制度を設置いたしまして、概要書の28ページを見て頂きましたら、転廃業助成基金の現在高の状況というのを記載させて頂いています。その下段の表でございますが、補償対象の総台数というのがございまして、52,702台とありますね。これが平成4年の時点で委託をしていた総車両台数でございました。これに対しまして順番に1台ずつ減って行くとなれば、最終的には52台掛ける当時3,500万円という1台当りの補償額を決めておりました。そうしますと総額で18億円が必要となる額でございました。この財源の手立てといたしまして、毎年1億5千万積み上げまして、12年間で18億円の基金を造成しようということを予定した訳でございますが、丁度、財政が非常に窮乏きました折が、平成14年度、15年度でございまして、この折に基金が9億円程度貯まりましたので、将来未だ10年とか20年の行き先を見ますと、9億で一旦積立を停止しまして、この2年間の部分を凍結しようではないかということが、議会及び構成市町で取り決めがなされまして、今のところ、14年と15年度の3億円につきましては凍結されております。このまま行きますと、この表にございますように、3億57万3千円が平成22年度末の現在高見込みでございまして、23年度以降の補償の見込みが17台残ることになりますと、6億3,800万円の補償料が必要になります。そうしますと現在高から見込みますと、3億4千万程度が不足するということでございますので、先ほど申しました2年間凍結した相当額程度が、不足額になるということでございます。今後におきましては、この凍結している部分について如何様な対策をしていくのか、凍結を解除してどのような形で積み上げていくのか、こういうことを構成市町と協議をしながら、今後検討して参りたいと、こういうことを思っている訳でございます。ご理解よろしくお願い申し上げます。

○**向野憲一委員** 今の答弁で17台残ということでしたね。そうしたら全体で当初52,702台と。これから17台を引けば、それだけの分については補償済みということではよろしいですか。分かりました。

【総括】

○**向野憲一委員** 折居清掃工場の関係ですけど、先ほど答弁の中で、クリーン21長谷山と折居清掃工場をそれぞれ30年ということで、半分ずつ交代出来たら良いという話があったのですが、折居清掃工場の場合は1基の運転になっている訳ですね。その中では割と負担の軽減がされているのかなというふうに思うのですが、それと併せて出来るだけ城南衛管の方としては、いろんな設備とか、リサイクルとかいうことで延命させるということを基本にしながらやるべきじゃないかなと思うのですが、その考え方について一つお伺いしたいのと、それから概要書の22

ページで、クリーン２１長谷山と折居清掃工場の比較表があるのですが、これを比べて、どうしても折居清掃工場が２５年経ったらということだけでなく、具体的にどういう点でどうなのかということを説明頂きたいなと思います。

○浅田清晴施設部長 焼却炉、先ほど私の答弁の中で、一般的にはですが３０年ぐらいが耐用年数だろうという答弁をさせて頂いたのですが、確かに先生おっしゃるように長く持てば、それで良いということになるのですが、折居清掃工場の場合１炉交互運転という形をしております、能力的に２３０トンございますが、その内の１００トン余りを毎日処理をしている訳なのですが、工場としては不効率な処理をしている形になりまして、処理経費についても若干この表で見ますと、クリーン２１長谷山と比べますと高くついているということもあります。それからやはり２４年既に経過しておりますので老朽化しています。炉は、焼却炉自体は２炉あります。それを交互運転、交互運転を何故するかと云いますと、大体、焼却炉は２ヶ月間運転をしますと炉の中に細かな灰が貯まってきて、運転に支障が出てくるということでクリーン２１長谷山も同じなのですが、２ヶ月ごとに炉を停めて中を掃除して待機しているというような形を今、折居清掃工場は取っております。ですから２ヶ月ごとに炉を代えていくというような状況です。整備につきましてはそういった関係で、若干延命化も図れているかなとも思いますけれども、焼却炉、受入供給という、受入側の部分があります。これは共通です。２炉あっても共通です。それから、後ろの方の出口ですね、例えば排水関係の処理、これも共通でございます。これらはやはり現在２４年が経過していますけれども、かなり傷みがきております。そういった関係で先ほど申しましたように、精密機能検査をもう１回してですね、どんな状態なのか、後、どれぐらい持つのかというような確認をしていきたいというふうに申しました。３０年というのは一般的で申し訳ないのですが、ただ、そういう形でサイクルを組んでいくと、１５年ごとに出来ることが、いろんな方面で、費用面でもベターじゃないかなということでお答えさせて頂いたようなことでございます。

○向野憲一委員 この比較表をもう少し説明をして欲しかったのですが、要するに２２年度、精密機能検査をして、最終的にはそれを踏まえた中でどういうふうにするかということになる訳ですね。だから場合によっては、もっと延ばすということも考えられますし、分かりました。

[討 論]
な し。

[採 決]

全員一致で第２号議案及び第５号議案について、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第 2 号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 22 年 2 月 15 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例」の次に「（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 12 号。以下「勤務時間条例」という。）」を加える。

第 13 条第 3 項中「城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同項の次に次の 3 項を加える。

- 4 正規に勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第 2 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が 1 カ月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する規則で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例の一部改正)

第2条 城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(時間外代休時間)

第5条の2 任命権者は、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第7条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外代休時間を指定された職員は、当該時間外代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第7条第1項中「（休日）」を「（第5条の2第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

時間外労働の限度に関する基準見直し等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律（平成22年4月1日施行）及び同法の趣旨に基づく平成21年度人事院勧告に準じた所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第 3 号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 22 年 2 月 15 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）
城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第 2 条の 2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- （1） 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- （2） 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- （3） 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- （4） 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- （1） 職員を故意に死亡させた者
- （2） 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第1項中「退職した者」の次に「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加える。第5条の3第2項中「第8条第2項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第6条の3第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第3条第1項に規定する者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額第6条の3第4項第2号の次に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの
0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第6条の4第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第5項中「第13条」を「第20条第2項」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)」を「一般の退職手当等」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第11条 この条から第19条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第19条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関をいう。

(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を城南衛生管理組合公告式条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第2号)第2条第2項に規定する公報に登載すること又は掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公報に登載した日又は掲示場に掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払

を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、

当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取については、第18条に定めるところによる。
- 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
 - 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 5 前項の規定による意見の聴取については、第18条に定めるところによる。
 - 6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取については、第18条に定めるところによる。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する第18条第2項第1号の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取については、次条

に定めるところによる。

(聴聞)

第18条 第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項及び前条第8項に規定する意見の聴取については、次の各項に定める。

2 聴聞の通知の方式については、次の各号に定める。

(1) 退職手当管理機関は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

ア 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

イ 不利益処分の原因となる事実

ウ 聴聞の期日及び場所

エ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(2) 前号の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

ア 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

イ 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

(3) 退職手当管理機関は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1号の規定による通知を、その者の氏名、同号ウ及びエに掲げる事項並びに当該退職手当管理機関が同号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

3 聴聞の代理人については、次の各号に定める。

(1) 前項第1号の通知を受けた者（同項第3号後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

(2) 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

(3) 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(4) 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を退職手当管理機関に届け出なければならない。

4 聴聞に関する手続に参加する者については、次の各号に定める。

(1) 第6項の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同項第2号カにおいて「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- (2) 前号の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- (3) 前項第2号から第4号までの規定は、前号の代理人について準用する。この場合において、同項第2号及び第4号中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。
- 5 聴聞に関する文書等の閲覧については、次の各号に定める。
- (1) 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この項及び第11項第3号において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、退職手当管理機関に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、退職手当管理機関は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- (2) 前号の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- (3) 退職手当管理機関は、前2号の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
- 6 聴聞の主宰については、次の各号に定める。
- (1) 聴聞は、退職手当管理機関が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。
- (2) 次の事項のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
- ア 当該聴聞の当事者又は参加人
- イ アに規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- ウ アに規定する者の代理人又は次項第3号に規定する補佐人
- エ アからウに規定する者であったことのある者
- オ アに規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- カ 参加人以外の関係人
- 7 聴聞の期日における審理の方式については、次の各号に定める。
- (1) 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、退職手当管理機関の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- (2) 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て退職手当管理機関の職員に対し質問を発することができる。
- (3) 前号の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- (4) 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は退職手当管理機関の職員に対し説明を求めることができる。

- (5) 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- (6) 聴聞の期日における審理は、退職手当管理機関が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
- 8 聴聞に関する陳述書等の提出については、次の各号に定める。
- (1) 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- (2) 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。
- 9 聴聞に関する続行期日の指定については、次の各号に定める。
- (1) 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。
- (2) 前号の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- (3) 第2項第3号の規定は、前号本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同項第3号中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。
- 10 当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結については、次の各号に定める。
- (1) 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第8項第1号に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
- (2) 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第8項第1号に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。
- 11 聴聞調書及び報告書については、次の各号に定める。
- (1) 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- (2) 前号の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

(3) 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1号の調書とともに退職手当管理機関に提出しなければならない。

(4) 当事者又は参加人は、第1号の調書及び前号の報告書の閲覧を求めることができる。

12 退職手当管理機関は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前項第3号の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第9項第2号本文及び第3号の規定は、この場合について準用する。

13 退職手当管理機関は、不利益処分の決定をするときは、第11項第1号の調書の内容及び同項第3号の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれを行わなければならない。

(退職手当審査会)

第19条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、管理者の附属機関として、城南衛生管理組合退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。
第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第20条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められてい

るときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(委任)

第21条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年城南衛生管理組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

(城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例の一部改正)

4 城南衛生管理組合専任副管理者の退職手当に関する条例(昭和62年城南衛生管理組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「一般職の職員の例による。」の次に「この場合において、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例(昭和37年城南衛生管理組合条例第15号)

第11条第1号中「地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分」とあるのは「特別職の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」と、同条例第12条第1項第2号中「をした者」とあるのは「に準ずる退職をした者」と、同条例第13条第2項第2号中「明らかなもの」とあるのは「明らかなもの(当該退職をした者が専任副管理者であった場合にあつては、その者が一般職の職員であったものと仮定した場合において懲戒免職処分に値することが明らかなもの)」と読み替えるものとする。」を加える。

提案理由

国家公務員退職手当法の改正に準じ、本組合職員の退職手当の支給制限及び返納に関する制度を新たに整備することに伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。